

## 「がんばろう名張の観光・うまいもん地元応援券」取扱事業所募集要綱

### 1. 食事券の発行内容

- (1) 発行目的:新型コロナウイルスの影響が大きい観光と飲食店を応援する事業として、名張市内で使えるプレミアム食事券を発行する
- (2) 名称:がんばろう名張の観光・うまいもん地元応援券
- (3) 発行者:名張商工会議所
- (4) 発行総額:7,500万円
- (5) 発行部数:15,000冊
- (6) 発行価格:1枚500円の食事券10枚(5,000円分)を1冊とし  
1冊を3,000円で販売
- (7) 利用期間:令和2年7月1日(水)~令和2年9月30日(水)
- (8) 販売対象:名張市民に販売
- (9) 販売期間及び場所  
販売場所:名張市内郵便局(本局含む11か所)(簡易郵便局を除く)  
事前に配布する引換券を持参  
販売期間:令和2年7月1日(水)~令和2年7月31日(金)(平日のみ)  
午前9時から午後4時まで
- (10) 販売上限:1世帯3冊まで
- (11) 登録料:無料

### 2. 取扱店における厳守事項

- (1) 食事券を現金化することはできません。
- (2) 食事券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (3) 利用期間を過ぎた食事券は受け取らないでください。
- (4) 食事券の紛失、滅失及び盗難または、偽造、模造等に対し、発行者はその責を負いません。

### 3. 食事券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)
- (2) 有価証券、食事券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ食材等の購入
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する営業への支払い

- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 食事券の交換または売買
- (8) その他、登録店が指定するサービスの提供、物品の購入

#### 4. 取扱店の参加資格

- (1) 名張市内に店舗があること
- (2) 飲食業を営むものであって、店内で調理したものを提供し、店内で飲食ができる店舗であること。なお、赤目、青蓮寺地区において観光に関わる食を提供するサービスも含まれます。
- (3) 名張商工会議所の会員であること（非会員事業所である場合は、名張市内に本社を置く法人、個人で、売上が昨年同時期に比べ大きく減少しており、同時に商工会議所に入会していただく必要があります。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者でないこと
- (5) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと
- (6) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者
- (7) 「がんばろう名張の観光・うまいもん地元応援券」取扱事業所募集要綱を厳守すること
- (8) 飲食店紹介サイト「結」に店舗情報を掲載している又は掲載する意思があること

#### 5. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びのぼり旗を利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ食事券は、受け取る前に問題がないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察署へ通報すると共に名張商工会議所まで報告してください。
- (3) 食事券を受け取った時は、他店で再使用を防止するため、食事券右上の点線に沿って切り取ると共に裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、切り取られた食事券や既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否して下さい。
- (4) 食事券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における食事の提供等の取引に使用された消費券のみ換金可能です。

- (5) 取扱店自らの事業上の取引（仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った食事券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 食事券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するような行為はしないでください。

## 7. 取扱事業登録手続きについて

### (1) 申込み方法

「取扱事業所募集要綱」に同意のうえ、名張商工会議所ホームページより申込書をダウンロードし、必要事項をすべてご記入の上、名張商工会議所までお申込みください。

### (2) 申込書の提出

①持参の場合は、名張産業振興センター3階 名張商工会議所事務局へ

②FAXの場合は、名張商工会議所 FAX0595-64-3211

### (3) 申込み期間

令和2年5月27日（水）から令和2年6月12日（金）

午前9時から午後4時まで

申込期間を過ぎても申し込みはできますが、名張商工会議所発行のチラシには店舗名等は記載されません。また、ポスター、のぼり旗もお渡しできない場合があります。

### (4) その他

個別の店舗毎に申し込んでください。名張市内に複数の店舗がある場合でも、店舗毎に申込書を作成してください

## 8. 取扱事業所説明会について

申込書にて選択した日時の説明会に参加して下さい。説明会にて、ポスター、のぼり、竿、食事券見本、換金依頼書をお渡しします。場所は説明会参加事業所数により名張産業振興センターの部屋を用意しますので、説明会開始10分前には商工会議所までお越しください。

## 9. 換金について

### (1) 換金方法

使用済み食事券と換金依頼書を名張商工会議所窓口へ提出し、小切手でお受け取り下さい。

### (2) 換金期間

令和2年7月1日（水）から令和2年10月30日（金）平日のみ

午前9時から午後4時まで

来所前にご一報をお願いします。

※期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください

#### 10. 取扱店の取消等

申込書に虚偽の記載や、「取扱事業所募集要綱」に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

#### 11. その他留意事項

- (1) この「募集要綱」に記載されていない事項は、名張商工会議所へお問い合わせください。
- (2) 取扱店舗名称は、事業 PR 新聞折込チラシ、食事券販売時に食事券とセットで配布します「食事券取扱店一覧」に掲載させていただきます。
- (3) 名張商工会議所運営の飲食店紹介サイト「結」を当事業での食事券取扱店確認サイトとして一部運用していく為、提出いただいた情報から店舗名、店舗所在地を掲載させていただきます。店舗の詳細情報を掲載希望の場合は別途申し込みをお願いします。  
飲食店紹介サイト結 (<http://www.nabari.or.jp/yui/>)

名張商工会議所

〒518-0729 三重県名張市南町 822-2 名張産業振興センター 3 階

TEL : 0595-63-0080 FAX : 0595-64-3211